

《北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会 規約》

2008年4月20日改訂

- 第1条（名称） この会は「北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会」（略称：北海道IBDと称します。
- 第2条（事務局） この会の事務局は札幌市豊平区平岸3条5丁目9-5 平岸3条ハウス203「IBD会館」におきます。
- 第3条（目的） 会員相互の励ましと協力を基に、この病気に苦しむ仲間の生きる権利と明るい療養生活の確立を目指し、潰瘍性大腸炎とクローン病の原因究明・予防法・治療法の確立を願い、医療と福祉の充実向上を働きかけます。
- 第4条（活動） 前項の目的を達成するために次の活動を行います。
- ①潰瘍性大腸炎・クローン病の患者及び家族を中心に相互の交流を行い、この病気の学習と親睦を深め、療養生活の向上を進めます。
 - ②この病気に苦しむ患者と家族のために医療と社会保障の充実を願い、他の患者・家族団体と連帯して活動します。
 - ③潰瘍性大腸炎・クローン病に対する社会の認識を深める活動をします。
 - ④その他、目的達成のために必要な活動をします。
- 第5条（会員） この会の会員は次のものとします。
- ①正会員：潰瘍性大腸炎とクローン病の患者及び家族
 - ②賛助会員：正会員以外でこの会の趣旨に賛同し共に活動に参加するもの。
- 第6条（機関） この会の運営のため次の機関をおきます。
- ①総会
 - ②運営委員会
- 第7条（役員） この会の役員は次のとおりとします。
- 会長（1名）この会を代表します。
 - 副会長（2名）会長を補佐し、必要なときは任務を代行します。
 - 事務局長（1名）日常の会活動の諸連絡、会計や資料・財産の補完などを行います。
 - 事務局次長（1名）事務局長を補佐し、必要なときに任務を代行します。
 - 運営委員（若干名）会の活動および業務について、随時種々の仕事を分担します。
 - 会計監査（2名）会計を監査します。
 - 難病連理事（1名）会を代表して難病連の会合に参加します。他の役員と兼任します。
- 第8条（役員選出と任期） 役員は総会で選任します。任期は2年として再任は妨げられません。
- 第9条（総会） 総会はこの会の最高決議機関であり、全会員で構成し毎年1回開きます。
- 第10条（総会の任務）
- ①経過報告、会計（決算）報告の承認
 - ②活動方針、予算の決定
 - ③役員を選出

④その他、重要事項の審議決定

第11条（議 決）総会の議決は出席会員の合意で成立します。また委任状の提出があれば出席会員とします。

第12条（資金および会計年度）役員によって校正し、総会の決定に基づき会を運営します。

第13条（資金および会計年度）この会の運営資金は会費、補助金および寄付金、事業に伴う収入で賄います。会計年度は4月1日より翌年3月1日とします。

第14条（会 費）入会金は1000円、会費は一家族年間3600円とします。ただし、初年度会費は4月から10月までの入会者は3,600円、11月から3月までの入会者は1,800円とします。

第15条（加 盟）この会は会の目的の達成と道民の医療・福祉向上のために、財団法人 北海道難病連の疾病部会として加盟し、他の疾病団体と協力して活動します。

この会は全国の同病の仲間と連帯するために「IBD ネットワーク」に登録（加盟）し全国のIBD患者と共に災害時の緊急援助と平素の情報交換と交流を行います。

（付則）この会則は平成2年（1990年）4月8日をもって発効します。

この会は必要に応じて地域に支部を置くことができます。支部の会則はこの会則に準じます。

一部改訂：1992年4月12日、1997年4月11日、2003年5月20日

2008年4月20日

北海道IBDの主要連絡先：

IBD会館（本部）

〒063-0933 札幌市豊平区平岸3条5丁目9-5 平岸3条ハウス203

電話&FAX：011-815-9701 毎週木曜日 10時から4時までオープン

旭川支部（上川・宗谷・留萌）

〒078-8251 旭川市東旭川北1条1丁目9-5 松原 玲子 方

北見支部（網走）

〒099-2354 網走郡大空町女満別眺湖台2丁目6-5 金子 秀富 方

函館支部（渡島・檜山）

〒049-0101 北斗市字追分117 白石 ひとみ 方

釧路支部（釧路・根室）

〒085-0003 釧路市中園町15-11パークサイド2階-D 森 直樹 方

十勝支部（十勝）

〒080-0014 帯広市西4条南29丁目1-1 廣瀬 智 方